

岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者

募集

審 査 講 評

令和元年 12 月 23 日

岡 崎 市

岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）では、令和元年6月27日に第1回審査委員会を開催し、その後約5か月にわたり、審査項目、審査基準等について審議を重ねるとともに、応募者の提案内容について厳正かつ公正な審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定した。

本審査講評は、審査委員会におけるこれまでの審議、審査の過程及び結果について公表するものである。

令和元年12月23日

岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者選定審査委員会
委員長 奥野 信宏

－ 目次 －

第1	審査体制.....	4
第2	審査委員会の開催経過.....	4
第3	審査の方法.....	5
第4	審査の内容.....	5
1	資格審査.....	5
2	提案審査.....	5
(1)	内容点審査.....	6
(2)	効果点審査.....	8
3	優先交渉権者の選定.....	10
第5	審査の結果.....	10
1	資格審査.....	10
2	提案審査.....	10
(1)	内容点審査.....	10
(2)	効果点審査.....	11
3	優先交渉権者の選定.....	12
第6	審査の講評.....	13
1	審査委員会が評した事項.....	13
2	審査の総評.....	14

第1 審査体制

本事業に係る応募者を選定するにあたり、提案内容を公平、かつ公正に審査するため、市は、学識経験者等により構成される審査委員会を設置した。市は、審査委員会による評価の結果を基に優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者との契約交渉及び契約手続きを行う。審査委員は以下のとおりである。

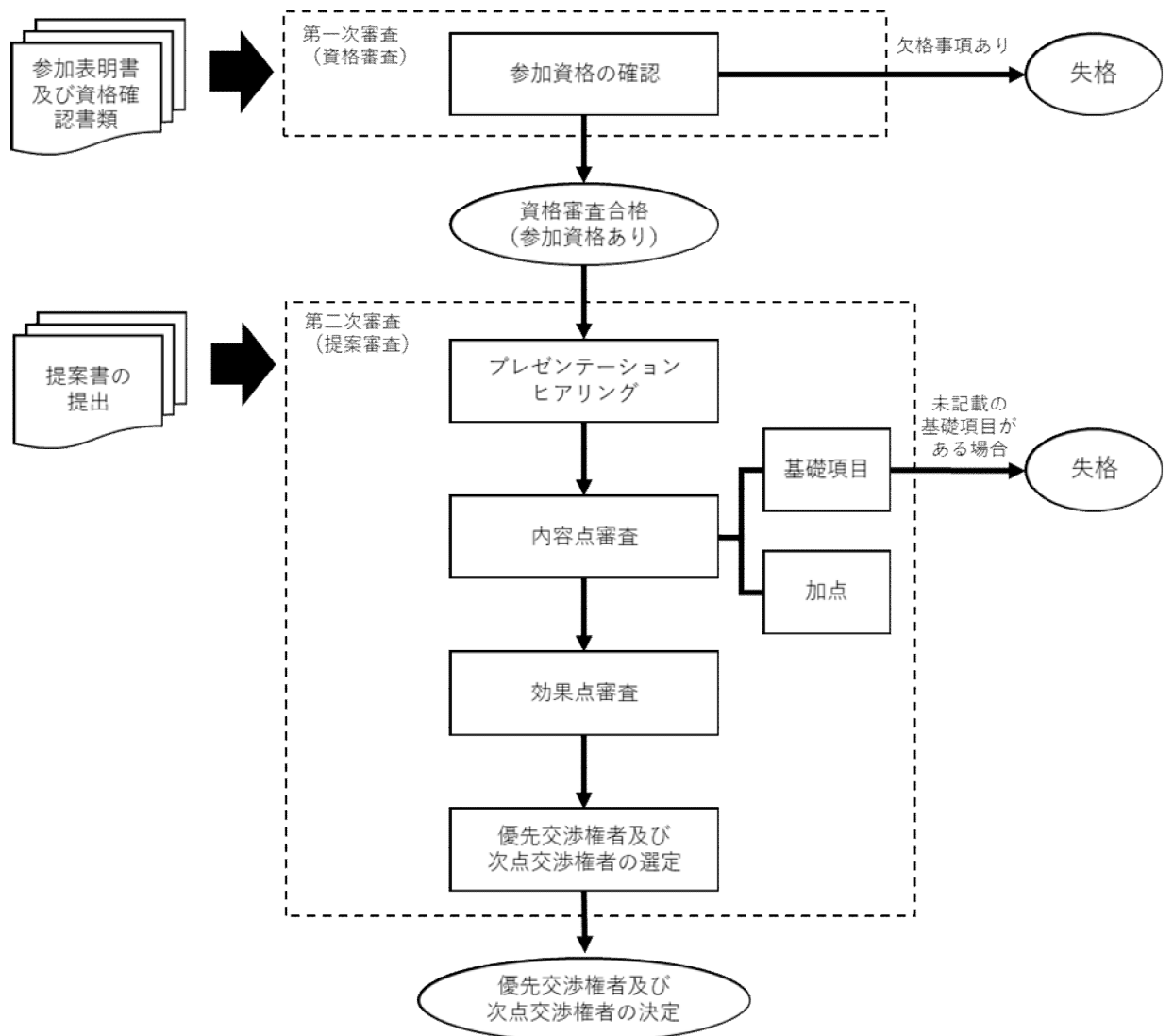
区分	氏名	所属・役職
委員長	奥野 信宏	公益財団法人 名古屋まちづくり公社名古屋都市センター センター長
委員	安藤 基紀	公認会計士
委員	竹内 恒夫	名古屋大学 大学院環境学研究科 名誉教授・特任教授
委員	松井 隆	弁護士
委員	村岡 元司	一般社団法人 日本シュタットベルケ・ネットワーク 理事

第2 審査委員会の開催経過

日時	会議名	主な議題
令和元年6月27日	第1回選定審査委員会	(1) 募集要項について (2) 審査項目及び審査ポイントについて
令和元年11月26日	第2回選定審査委員会	(1) 事業者のプレゼンテーション (2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定について

第3 審査の方法

審査の方法は以下のとおりである。



第4 審査の内容

1 資格審査

第一次審査は、応募者の構成企業及び協力企業が、募集要項に示す参加資格要件を満たすかを審査する。

2 提案審査

第二次審査は、応募者の提案内容について「内容点」、及び応募者が提示する事業実施に伴う効果に基づいて算出した「効果点」の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出し順位付けを行うものとする。

(1) 内容点審査

内容点は「基礎項目」と「加点」に分け、以下に示す「審査項目及び配点」に基づき、応募者の提案内容について評価を行い算出する。

ア 基礎項目審査

すべての審査項目の基礎項目評価を満たした提案書を合格とし、それ以外の提案書は不合格とする。

イ 加点審査

合格した提案書について、以下に示す「得点化の際の採点基準」に基づき委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、採点結果を記入する。

審査項目及び配点

No	大項目	小項目	内容点審査	
			基礎項目	加点
1	事業計画	事業実施にあたっての基本方針	5	5
		資本金・借入金の調達方針及び調達条件	5	—
		新会社設立～小売開始までのスケジュール	5	5
		資産保有の考え方	5	—
		事業計画の試算について	5	5
			25	15
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	5	—
		再生可能エネルギー電源の調達計画	5	—
		非再生可能エネルギー電源の調達計画	5	—
		その他電源の利用について	5	—
			20	0
3	電力小売計画	小売営業の基本方針	5	—
		小売予定先の公共施設	5	—
			10	0
4	需給管理・調整計画	需給管理・調整業務の基本方針	5	—
		需給管理・調整業務の実施方法	5	10
			10	10
5	組織管理計画	組織管理の基本方針について	5	—
		事業実施体制及び代表・構成企業の役割分担	5	—
		市との連絡・調整体制の工夫	5	15
		小売価格・調達価格等の設定方針について	5	15
			15	15
		本事業におけるリスクの想定及びその対応策、出資者間でのリスク分担について	5	10

6	リスク管理計画	緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	5	10
			10	20
7	利益活用計画	事業利益活用の基本方針	5	-
		事業利益を活用した事業内容	5	40
			10	40
8	事業者独自の提案	パートナー事業者が自社で行う取り組みについて	-	10
		合計	100	110

得点化の際の採点基準

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている。	配点×1.00
B	AとCの中間程度。	配点×0.75
C	優れている。	配点×0.50
D	CとEの中間程度。	配点×0.25
E	当該評価項目において、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、優れているとはいえない。	配点×0.00

(2) 効果点審査

以下に示す「効果点の審査項目及び配点表」に従い、応募者の提案内容に基づき「効果点」を算出する。効果点の算出にあたっては、以下に示す「効果点算出式」によるものとする。

効果点の審査項目及び配点表

No	大項目	配点	小項目
1	事業実施時点における事業実施に伴う効果（環境）	10	小売する電力のCO ₂ 排出係数（kg-CO ₂ /kWh）
		15	小売する電力の再生可能エネルギー比率（%）
2	事業実施時点における事業実施に伴う効果（社会）	5	小売する電力の地産地消率（%）
3	事業実施時点における事業実施に伴う効果（経済）	5	公共施設のエネルギーコスト削減効果（千円）
		10	営業利益率（%）
事業実施時点における効果点合計		45	
4	事業開始5年後における事業実施に伴う効果（環境）	10	小売する電力のCO ₂ 排出係数（kg-CO ₂ /kWh）
		15	小売する電力の再生可能エネルギー比率（%）
5	事業開始5年後における事業実施に伴う効果（社会）	5	小売する電力の地産地消率（%）
6	事業開始5年後における事業実施に伴う効果（経済）	5	公共施設のエネルギーコスト削減効果（千円）
		10	営業利益率（%）
事業開始5年後における効果点合計		45	

※事業実施時点とは、本公募段階で参考資料として提示する公共施設等の小売予定先となる施設全てに対して電力小売を開始した年度の翌年度を基準とした。

効果点算出式

- ア 地域電力小売事業者が小売する電力のCO₂排出係数^{※1}
効果点 = (全提案事業者の中で最も低いCO₂排出係数 (kg-CO₂/kWh) / 提案事業者のCO₂排出係数 (kg-CO₂/kWh)) × 評価項目の配点
- イ 地域電力小売事業者が小売する電力の再生可能エネルギー比率 (%) ^{※1, 2}
効果点 = (提案事業者の再生可能エネルギー比率 (%) / 全提案事業者の中で最も高い再生可能エネルギー比率 (%)) × 評価項目の配点
- ウ 地域電力小売事業者が小売する電力の地産地消率^{※1, 3}
効果点 = (提案事業者の地産地消率 (%) / 全提案事業者の中で最も高い地産地消率 (%)) × 評価項目の配点
- エ 公共施設のエネルギーコスト削減効果^{※4}
効果点 = (提案事業者のエネルギーコスト削減効果 (千円) / 全提案事業者の中で最も多いエネルギーコスト削減効果 (千円)) × 評価項目の配点
- オ 営業利益率
効果点 = (提案事業者の営業利益率 (%) / 全提案事業者の中で最も高い営業利益率 (%)) × 評価項目の配点

※1 事業開始5年後における事業実施効果の算出にあたっては、事業実施時点と同様に、比率(CO₂排出係数、再生可能エネルギー比率、地産地消率)の分母を“事業開始時点における小売予定先公共施設への小売電力量(kWh)”とする。また、CO₂排出係数とは、調整後排出係数とする。なお、全国平均係数を用いる場合は、平成29年度データとして公表している数値とする(0.000496 (t-CO₂/kWh))。

※2 本算出式においては、新電力会社に対して非FIT契約にて小売する廃棄物発電の電力についても再生可能エネルギーと位置づけることとする。

※3 地産地消率は、本市内の電力需要に対して、岡崎市内で発電した電力を供給した比率とする。

※4 エネルギーコスト削減効果とは、事業開始実施時点の小売予定先施設への、現契約における請求金額と提案内容における請求金額の差分を指す。ただし、次のような場合、効果点は0点とする。

現契約における請求金額と提案内容における請求金額の差分(千円) / 現契約に基づく全対象施設の請求金額の合計(千円) ≤ 3%

3 優先交渉権者の選定

応募者の得点は以下のとおりとし、審査の結果に基づき優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

市は、審査委員会による優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

総合評価点 (満点 300 点)	=	【内容点 (基礎項目) + (加点)】 (満点 100 点)	+	【効果点】 (満点 110 点)	+	【効果点】 (満点 90 点)
---------------------	---	-----------------------------------	---	---------------------	---	--------------------

第5 審査の結果

1 資格審査

令和元年7月26日に募集要項等の公表を行い、令和元年8月20日までに参加表明書及び参加資格審査申請書等を受付けたところ、4グループから資格審査の申請があった。資格審査にて参加資格要件を満たすことを確認し、令和元年9月6日に各グループに対し提案受付番号を付して書面にて通知した。なお提案受付番号は、31123、31223、31323、31423とした。

2 提案審査

(1) 内容点審査

加点項目審査を行う上で、事業者の提出した提案書の記載内容を明確にするため、応募者4グループに対して提案内容についてのヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施した。その後、審査委員会において十分な議論を行った。

ア 基礎審査

各グループから提出された全ての提案書類が、募集要項等に記載する全ての基礎審査項目を満たしていることを確認した。審査委員会は各グループに満点の100点を付与した。

イ 加点審査

岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者選定基準に基づき、各委員が評価を行い、その平均値を得点として付与した。加点項目審査の結果は次の表に示すとおりである。なお、各グループの提案について審査委員会が評価した事項は第6に示す。

審査項目	配点	評価結果			
		31123	31223	31323	31423
事業計画	15	2.75	7.50	12.50	9.75
事業実施にあたっての基本方針	5	1.50	2.50	4.75	3.75
新会社設立～小売開始までのスケジュール	5	0.50	2.00	4.00	4.00
事業計画の試算	5	0.75	3.00	3.75	2.00
需給管理・調整計画	10	4.00	8.00	9.00	4.00
需給管理・調整業務の実施方法	10	4.00	8.00	9.00	4.00
組織管理計画	15	9.00	9.00	13.50	4.50
小売価格・調達価格等の設定方針	15	9.00	9.00	13.50	4.50
リスク管理計画	20	3.00	11.00	20.00	5.50
本事業におけるリスクの想定およびその対応策、出資者間でのリスク分担について	10	1.50	7.00	10.00	4.00
緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫	10	1.50	4.00	10.00	1.50
利益活用計画	40	12.00	22.00	38.00	14.00
事業利益を活用した事業内容	40	12.00	22.00	38.00	14.00
事業者独自の提案	10	1.00	5.00	10.00	4.00
パートナー事業者が自社で行う取り組み	10	1.00	5.00	10.00	4.00
合 計	110	31.75	62.50	103.00	41.75

(2) 効果点審査

事業者の提出した提案書に基づき効果点を算出した。

審査項目	配点	評価結果			
		31123	31223	31323	31423
事業実施時点における効果点合計	45	41.75	21.03	34.55	21.03
小売する電力のCO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	10	10.00	8.13	9.15	8.13
小売する電力の再生可能エネルギー比率 (%)	15	13.48	2.82	15.00	2.82
小売する電力の地産地消率 (%)	5	4.39	4.76	5.00	4.76
公共施設のエネルギーコスト削減効果 (千円)	5	3.88	5.00	0.00	5.00

営業利益率 (%)	10	10.00	0.32	5.40	0.32
事業開始5年後における効果点合計	45	43.58	21.78	27.90	21.78
小売する電力のCO2排出係数 (kg-CO2/kWh)	10	10.00	8.27	9.09	8.27
小売する電力の再生可能エネルギー比率 (%)	15	15.00	3.87	7.55	3.87
小売する電力の地産地消率 (%)	5	4.70	4.31	5.00	4.31
公共施設のエネルギーコスト削減効果 (千円)	5	3.88	5.00	0.00	5.00
営業利益率 (%)	10	10.00	0.33	6.26	0.33
合 計	90	85.33	42.81	62.45	42.81

3 優先交渉権者の選定

審査委員会は、内容点審査と効果点審査の得点の合計が最も高い提案を行った31323社を1位、次に高い提案を行った31123社を2位とし、それぞれを得点が高い順に優先交渉権者及び次点交渉権者に選定した。

審査項目	配点	31123	31223	31323	31423
内容点	210点	131.75	162.50	203.00	141.75
効果点	90点	85.33	42.81	62.45	42.81
合計	300点	217.08	205.31	265.45	184.56

第6 審査の講評

1 審査委員会が評した事項

審査項目	審査の視点
事業実施にあたっての基本方針	31323、31423 は、市が募集要項で示した事業趣旨を正しく捉え、さらに経営の安定性も考慮した方針を提案している点を高く評価した。加えて 31323 は専門知識と知見・人材の充当等、具体的な手法についても示している点を評価した。
新会社設立～小売開始までのスケジュール	31323、31423 は具体的かつ実現性が見込めるスケジュールを立て、なおかつこれまでの電力事業の経験に基づき、妥当な事業ライセンス審査期間を設けた上で、電力の小売開始を早期に設定している点を高く評価した。
事業計画の試算	31223、31323 は収益性や安全性に優れており、なおかつ燃料調整費を含めなかった場合の試算に加えて、燃料調整費を含めた場合の試算も独自に実施し、より実態に即した事業計画を策定し、事業の確実性を訴求している点を高く評価した。加えて 31323 は CCC（現金化期間）が短期となっている点を評価した。
需給管理・調整業務の実施方法	31223、31323 はパートナ事業者側で十分な人員体制を組み、需給管理・調整業務を行える点を高く評価した。加えて 31323 は不安定な再生可能エネルギーについて、高度な発電予測を実施する点を評価した。
小売価格・調達価格等の設定方針	31123、31223、31323 は、小売価格・調達価格の設定方針・プロセスを明確に記載している点を高く評価した。加えて 31323 は価格調整・協議についても具体的方法（燃料相場や市場環境を踏まえた電力単価等諸条件の見直し協議を毎年実施する旨等）を示している点を評価した。
本事業におけるリスクの想定およびその対応策、出資者間でのリスク分担について	31223、31323 は、多様な視点から懸念されるリスクを想定し、それらの対策を設定している点を高く評価した。加えて 31323 のリスク分析はリスクを3つの区分に分けており（新電力会社における収支変動リスク、電力システム改革時の制度変更のリスク、本事業特有のリスク）、制度改革の影響を受けやすい本事業の特性を考慮した分析と対策の抽出を行えている点を評価した。

<p>緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫</p>	<p>31323 は、需給管理・調整業務、顧客管理業務、電力調達業務それぞれにおいて緊急時の管理体制を確保しており、加えて市内に支店を有し、迅速確実な対応を実施できる点を高く評価した。さらに、万が一予見されない不測の事態が発生し、当該事業の継続が困難になった状況（赤字が続くなど）を想定し、当該状況に陥った場合の対応方針を提案する等、最悪の事態も想定した提案を非常に高く評価した。</p>
<p>事業利益を活用した事業内容</p>	<p>31323 は事業の趣旨を踏まえた多様な提案であり、なおかつ他地域で実際に取り組みが進んでいる等、いずれの提案も実現可能性が高い点を非常に高く評価した。特に岡崎中央総合公園に対する避難施設への太陽光発電設備・蓄電池の設置による BCP 対策の提案は、当該公園に対して設置イメージ図を作成し、10 年間の間で生じる具体的かつ定量的な経済的効果を算出するなど、極めて具体性の高い提案である。</p>
<p>パートナー事業者が自社で行う取り組み</p>	<p>31323 は、新技術を活用して市が推進するスマートコミュニティ構想に資する提案を複数示している点を非常に高く評価した。いずれの提案も構想段階のものではなく、すでに代表企業 A または代表企業 A のグループ会社等の中で、実績を有している提案とのことで、具体性・実現性が高い提案である。</p>

2 審査の総評

本事業は岡崎市地域電力小売会社を設立し、安定的な電力供給を行うとともに、得られた利益を市内の環境施策に還元していくことを目的とするものである。

今回、スケジュール的にタイトな期間にも関わらず最終的に4グループからの応募があった。4グループのどの提案書においても創意工夫が盛り込まれ、市の基準を上回る提案内容となっており、提案書作成における努力に対して敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げる。

審査委員会では、事業者選定基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、31323 を優先交渉権者、31123 を次点交渉権者として選定した。なお31323 は株式会社NTT ファシリティーズを代表企業とし中部電力株式会社及び東邦ガス株式会社を構成企業とするグループ、31123 はパワーシェアリング株式会社を代表企業とするグループであった。

今後31323 は市と新会社設立に向けた協議を行うことになるが、市の要求事項のみならず、提案された内容を確実に履行することが求められる。そのうえで、公共サービスの更なる向上のため、次の事項に留意して事業を実施されることを望む。

- (1) 本事業は市にとって非常に重要な事業として位置づけられているとの認識である。市が必要とする資料・データ等の提供など、モニタリングの考え方・体制について具体的な実施方法について早期に協議を行うこと。特に、小売電気事業を取り巻く事業環境は、電力システム改革の制度設計が平行して進んでいるなど流動的である。経営環境・業績に対して大きな変更が生じることも想定されるため、柔軟な体制・方法を整備すること。
- (2) 優先交渉権者採択から新会社の設立並びに事業ライセンス申請完了まで短期間で実施予定である。完了期限までの詳細計画を立て、確実に事業を推進すること。
- (3) 本市としては、本事業の効果として公共施設のエネルギーコストが削減できることも期待している。事業利益を活用した環境施策の推進とのトレードオフであるものの、公共施設に対する料金見直しについて、実施に向けた検討方針・検討タイミング等を市と協議すること。
- (4) 本事業では、地域内のエネルギー資源の有効活用による二酸化炭素排出量の削減、エネルギーの地産地消の実現、事業利益活用を通じた地域での再生可能エネルギーの普及拡大実現等を目的として設定している。そのためには、市の環境施策との間で密な関係性を構築し、有機的な連携を図りながら、利益活用策の企画・実施などを着実に推進していくとともに、国の制度設計や新たな政策に応じた市内における環境エネルギー施策を共に検討していくこと。

以上